

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



新潟県司法書士会
(総合相談センター)
TEL 025-240-7867

新潟地方法務局
TEL 025-226-0951

新潟県土地家屋
調査士会
TEL 025-378-5005

預けて安心! 白筆証書遺言書保管制度

手続には
予約が必要です。

インターネットまたは電話での予約が可能です。

※申請予定日の3日前～1か月前に予約をお願いします。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書の
保管申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。



遺言書ほかんガルー

新潟地方法務局管内の遺言書保管所

本局供託課	Tel. 025-226-0956	長岡支局	Tel. 0258-33-6901	三条支局	Tel. 0256-33-1375
柏崎支局	Tel. 0257-23-5226	新発田支局	Tel. 0254-24-7101	新津支局	Tel. 0250-22-0501
十日町支局	Tel. 025-752-2575	村上支局	Tel. 0254-53-2390	糸魚川支局	Tel. 025-552-0356
上越支局	Tel. 025-525-4133	佐渡支局	Tel. 0259-74-3787	南魚沼支局	Tel. 025-772-2164

新潟地方法務局

(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

